

様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附 属 機 関 等 の 名 称	みよし市工場等立地審査会		
開 催 日 時	令和2年10月1日（木） 午前10時00分から午前11時45分まで		
開 催 場 所	みよし市役所1階 101会議室		
出 席 者	<p>【委員】 鰐部委員、山田副委員、山本委員、佐藤委員、丸岡委員 酒井委員 【事務局】 野々山環境経済部長、野々山環境経済次長、田中主幹 宇野主査、加藤主事</p>		
次回開催予定日	未定		
問 合 せ 先	環境経済部産業課 企業立地推進室 電 話 0561-32-8015（直通） メール sangyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録全文 ・議事録要約 	要約した理由	みよし市情報公開条例第7条第3号アに規定する法人等の事業活動情報を取り扱うため非公開
審 議 経 過	<p>環境経済部次長：本日は、ご多用の中お集まりいただきまして、ありがとうございます。会議の前に礼の交換をいたします。一同、ご起立ください。一同、「礼」。ご着席ください。</p> <p>只今から、第1回みよし市工場等立地審査会を開催します。審査会を開催するにあたり、皆様方にご報告申し上げます。委員にご就任いただきました皆様には、令和4年4月14日までの任期でお世話になりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>さて、今年度より施行されました「みよし市企業立地促進条例」は、市内に工場等を新增設いただく事業者に対し奨励措置を講ずることにより、本市における企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、産業構造の発展を目的としております。</p> <p>本審査会は、条例第10条第3項に規定する審査でございます。皆様には提出された認定申請書について、内容が適正であるかご判断いただきたいと存じます。</p> <p>なお、お手元に委員名簿を配布させていただきましたので、これをもちまして皆様のご紹介に代えさせていただきます。</p>		

環境経済部次長：続きまして、次第2の委員長、副委員長の選出に移ります。

選出は、「みよし市工場等立地審査会要綱」第4条の規定により、理事の互選で選出することとなっておりますので、それにつきましてご意見はありますでしょうか。

佐藤委員：委員長には商工会長の鰐部様を、副委員長には愛知工業大学の山田様を推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

環境経済部次長：ただいま、佐藤委員よりご発言いただきましたが、いかがでしょうか。ご賛同いただける方は举手をお願いします。

－委員全員の挙手－

環境経済部次長：皆様全員のご賛同をいただきまして、推薦のとおりご承認いただきました。

それでは、鰐部委員に委員長を、山本委員に副委員長をお願いいたします。鰐部委員は、委員長席に移動をお願いします。

ここで委員長より、ひとつごあいさつをお願いいたします。

鰐部委員長：委員長に選出賜りました、みよし市商工会会長の鰐部でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。皆様におかれましては、お忙しい中、第1回みよし市工場等立地審査会にご出席いただきましてありがとうございます。

本審査会は、今年度より施行されました、「みよし市企業立地促進条例」に基づく、最初の審査会でございます。本日は認定申請書が1件提出されていると伺っております。

内容については、後程、事務局より説明がございますのでよろしくお願ひいたします。

皆様には慎重なご審議をいただきますことをお願い申し上げ、あいさつとさせて頂きます。

環境経済部次長：ありがとうございました。

続きまして、次第4の諮問に移ります。

本日、市長は公務により欠席しておりますので、代理として環境経済部長より、みよし市企業立地促進条例第10条の規定に基づき奨励措置を講ずる対象者として認定することができるかについて、審査会に諮問させていただきます。

環境経済部長：みよし市工場等立地審査会委員長 鰐部兼道様。奨励金の交付対象者であるかの認定について諮問い合わせ

たします。諮問事項、みよし市企業立地促進条例第10条第1項の規定に基づき提出された認定申請書が、同条第2項の規定により当該事業者が奨励金の交付対象者であるか否かを認定するにあたり、貴審査会の意見を求めます。よろしくお願ひします。

環境経済部次長：それでは、次第5の審査案件に入らせていただきます。

只今の委員の出席者は6名でございます。要綱第6条第3項の定数に達しております、会議は成立しております。また、要綱第6条第2項の規定により、会議の議長は、委員長があたることになっておりますので、委員長よろしくお願ひいたします。

鰐部委員長：それでは、今回提出された案件について、審査を進めてまいります。

はじめに、案件の説明に入ります。

本日の案件は株式会社浅野研究所より提出された、「奨励金交付認定申請書及び上乗せ奨励金に関する事業計画書」についてです。よろしくお願ひします。

(みよし市情報公開条例第7条第3号アに規定する法人等の事業活動情報を取り扱うため非公開)

環境経済部次長：それでは、鰐部委員長よりみよし市長（代理環境経済部長）へ答申をお願いします。

鰐部委員長：みよし市長 小野田 賢治 様

奨励金の交付対象者であるかの認定について答申いたします。令和2年10月1日付け2み産第1555号で諮問のありましたみだしのことについて、下記のとおり答申します。審査結果、「認定します」。令和2年10月1日、みよし市工場等立地審査会委員長 鰐部兼道、以上です。

環境経済部次長：ありがとうございました。

以上をもちまして、第1回みよし市工場等立地審査会を終了します。一同、ご起立ください。一同「礼」。ありがとうございました。